

輸入鳥類に対するウエストナイル熱対策について

平成15年3月19日 健感発第0319001号
農林水産省生産局畜産部衛生課長あて
厚生労働省健康局臨検感染症課長通知

ウエストナイル熱対策については、平成14年10月18日に開催された厚生科学審議会感染症分科会の意見を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、同年10月29日に関係省令を改正し、同年11月1日以降、ウエストナイル熱を新たに4類感染症に位置づけ、患者の発生動向の把握に努めているところです。

同分科会においては、さらに委員から我が国へのウエストナイル熱侵入の機会を減ずるためには、ウエストナイル熱発生地域から輸入される鳥類について、一定の監視を実施すべきとの意見がありました。

この意見を踏まえ、当省としては、ウエストナイル熱対策の一つとして、我が国へ輸入される鳥類（家きんを除く。以下「輸入鳥類」とする。）の監視強化等が必要と考えております。

つきましては、ウエストナイル熱を対象として、米国及びカナダ政府機関への衛生証明書 の要請並びに輸入鳥類に係る動物検疫の強化について、ご配慮方よろしくお願い申し上げます。

また、現在、輸入者への指導等を含めた「ウエストナイル熱対策のための輸入される鳥類の取扱要領」（以下「要領」とする。）を取りまとめているところであり、今後、各自治体をはじめとする関係機関あてに通知する予定ですので、貴省におかれましても、要領の実施についての特段のご協力方、よろしくお願いいたします。

なお、本措置は、予定されている感染症法の改正が行われるまでの暫定的なものとし、感染症を媒介する可能性のある鳥類の輸入規制について、今後、貴省と引き続き協議をいたしたく考えております。